

# 有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案

## (目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において有害鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていてることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「有害鳥獣」とは、農林水産業等に係る被害の原因となつている鳥獣をいう。

3 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

## (基本指針)

第三条 農林水産大臣は、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策（以下「被害防止施策」という。）を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 2 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
- 3 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項
- 4 基本指針は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。
- 6 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- 二 被害防止計画の対象となる有害鳥獣の種類

三 被害防止計画の期間

- 四 有害鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための有害鳥獣の捕獲等（鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は有害鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項

- 五 有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の有害鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

- 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - 七 捕獲等をした有害鳥獣の処理に関する事項
  - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている有害鳥獣の捕獲等の許可であつて第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。
- 4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画（鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。）（特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。）が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画）との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委

譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。

6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。

7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときはを除き、同項後段の同意をしなければならない。

8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替え

て準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

(市町村に対する援助)

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に關し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(有害鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護法の適用の特例等)

第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第八項後段(同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公告の日(次項において「公告の日」という。)から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護法第九条(第十項、第十一項及び第十四項を除く。)、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第三号まで及び第六号、

第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護法第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第 号。以下「有害鳥獣特措法」という。）

第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する有害鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護法第十条、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「獵区設定者に対し」とあるのは「獵区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村

の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護法第八十三条第一項第二号及び第二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第九条第五项」とあるのは「第九条第五项（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十六条第一号中「第十一项」とあるのは「第十一项（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」

と、同条第二号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（有害鳥獣特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の被害防止計画を作成した市町村の区域においては、公告の日前に鳥獣保護法第九条若しくは第十一条の規定により都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為又は当該公告の日において現に鳥獣保護法第九条の規定により都道府県知事に対して行つてている許可の申請で当該市町村の許可権限委譲事項に係るものは、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行つた許可等の処分その他の行為又は同項の規定により読み替えで適用する鳥獣保護法第九条の規定により当該市町村の長に対して行つてている許可の申請とみなす。

3 市町村が第一項の被害防止計画を変更し、許可権限委譲事項の全部若しくは一部が記載されない」ととなつた場合又は当該被害防止計画の期間が満了した場合において読み替えて準

用する同条第八項後段の規定による公告の日又は当該被害防止計画の期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行つた許可等の処分その他の行為（前項の規定により当該市町村の長が行つた許可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）又は当該被害防止計画の変更公告等の日において現に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条の規定により当該市町村の長に対して行つている許可の申請（前項の規定により当該市町村の長に対して行つている許可の申請とみなされたものを含む。）で当該市町村の許可権限委譲事項に係るもの（当該市町村の許可権限委譲事項の一部が記載されないこととなつた場合にあっては、当該記載されないととなつた許可権限委譲事項に係るものに限る。）は、当該変更公告等の日以後においては、鳥獣保護法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為又は鳥獣保護法第九条の規定により都道府県知事に対して行つてている許可の申請とみなす。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が有害鳥獣の捕獲等の許可を行う場合における鳥獣保護法その他

の法令の規定に関する技術的読替えその他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(有害鳥獣捕獲隊の設置等)

第九条 市町村は、被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲等を適切に実施するため、有害鳥獣捕獲隊を設けることができる。

- 2 有害鳥獣捕獲隊に有害鳥獣捕獲隊員を置く。
- 3 有害鳥獣捕獲隊員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ、当該有害鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者のうちから、市町村長が任命する者

4 前項第二号に掲げる有害鳥獣捕獲隊員は、非常勤とする。

5 第二項に規定する有害鳥獣捕獲隊員に係る鳥獣保護法第五十五条第一項の狩猟者登録についての鳥獣保護法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、鳥獣保護法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに有害鳥獣捕獲隊員（有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第 号）第九条第二項に規定する有害鳥獣捕獲隊員をいう。以下同じ。）である旨及び所属市町村（当該狩猟者登録を受けようとする者が有害鳥獣捕獲隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。）の名称」と、鳥獣保護法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに有害鳥獣捕獲隊員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は有害鳥獣捕獲隊員と

なつたとき、有害鳥獣捕獲隊員でなくなつたとき若しくは所属市町村の変更があつたとき」とする。

6 第二項に規定する有害鳥獣捕獲隊員については、被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲等の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

（捕獲等をした有害鳥獣の処理）

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした有害鳥獣が適正に処理されるよう、当該有害鳥獣に関し、処理するための施設の充実、適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農林水産大臣の協力要請等）

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の

保護及び狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に對して天然記念物の保存に關し、意見を述べることができる。

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に

協力するよう努めなければならない。

(被害の状況、有害鳥獣の生息状況等の調査)

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、有害鳥獣の生息の状況その他有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に關し必要な事項について調査を行うものとする。

2 前項の調査の結果については、基本指針の策定又は変更その他この法律の運用に當たつて、適切な活用が図られなければならない。

(調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に關し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止について専門的な知識経

験を有する者、有害鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(狩猟免許に係る手続の迅速化等)

第十六条 国及び地方公共団体は、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に資するため、狩猟免許に係る手続の迅速化、狩猟免許又はその更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(生息環境の整備及び保全)

第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(見直し)

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

## 理 由

農山漁村地域において有害鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となつていてることにかんがみ、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与するため、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。